

平成31年第2回平取町議会定例会（開会 午後2時58分）

議長

それでは皆さんお集まりをいただきまして大変ご苦労さまでございます。若干時間が早いようですけれども皆さんお集まりのようでございますので、ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、5番井澤議員、6番藤澤議員を指名します。

日程第2、行政報告を行います。一つ目といたしまして平取町国民健康保険病院の医師招聘について。病院事務長。

病院事務
長

平取町国民健康保険病院の医師招聘についてご報告いたします。招聘する医師は梅津知文医師でございます。生年月日は昭和25年6月15日68歳でございます。学歴は札幌医科大学医学部を昭和58年3月に卒業されております。専門科目は内科であります。職歴は記載のとおりでございますが、現在は苫小牧健康保健センターに勤務されておりこの3月末に退職をいたします。採用年月日は平成31年4月1日でございます。当院での職名は副院長を任命いたします。診療科目は内科全般を診療していただきます。梅津医師は長年公立病院での地域医療を担われ経験も豊富で平取町の医療に貢献していただけるものと考え招聘いたします。以上、医師招聘についてのご報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第3、議案第19号平成31年度平取町一般会計予算、

日程第4、議案第20号平成31年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第5、議案第21号平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第6、議案第22号平成31年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第7、議案第23号平成31年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第8、議案第24号平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、

以上、議案6件を一括して議題とします。平成31年度平取町各会計予算については予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますのでその結果について委員長に報告を求めます。8番貝澤議員。

8番貝澤
議員

8番貝澤です。報告の前にまずもって委員各位には連日長時間に渡りまして熱心に議案のご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめとする理事者の方々、課長各位の審査に寄せられましたご説明等への協力に対し深く感謝申し上げるところでございます。それでは平成31年第2回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました議案第19号から24号までの平成31年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定によりご報告申し上げます。当委員会は先に提案説明の

あった予算の審議にあたり、質疑等を通じて疑問点をただしながら予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また過去に行った一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても審査の重点項目としたところであります。平成31年度各会計予算案は一般会計をはじめとして総額88億7020万円で前年度当初予算と比較すると8%の減となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政収支計画に沿って編成されたものと判断するところであります。なお、審査の過程において今後改善に向けての指摘要望事項がありますので以下その概要を申し上げます。はじめに財源の確保についてであります。政府による各種景気浮揚策が積極的に講じられ、景気は緩やかに回復傾向にあるということのようですが、地方でのより一層の疲弊感はぬぐえず、この先の消費税増税による景気の減速なども想定されることから自主財源の乏しい地方財政におきましては今後も厳しい状況で推移していくものと予想されます。このようなことから町税や各種使用料等については自主財源の確保を図るため、効果的な徴収方法による収納率の向上とともに不納欠損処理についても事前に可能な限りの対策を十分に講じられ、平取町債権管理条例に基づき適正な債権処理をもって納税者の公正公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望します。また全国的なPRにより産業や観光など、さまざまな面で当町の地域活性化への可能性も広がるふるさと納税制度について新たな宣伝方法や返礼品などの創意工夫による事業展開で多くの寄附金が見込まれておりますが将来を見据えた効果的な基金運用計画の構築を期待します。次に歳出であります。農林業振興、商工業振興をはじめとする各産業、子育てや生活支援、福祉対策など幅広く各種施策などを率先して実施あるいは予定されていますことに深く敬意を表します。しかし、このような各種事業の実施にあたっては限られた一般財源を活用し事業が実施されることとなりますが、このためには歳出の抑制が必要となってきます。各公共施設は年数の経過とともに老朽化が進み、補修等が高額で推移しているので各分野における無駄遣いを洗い出し経常経費の総体的な節約を図られるよう望みます。また各種情報システムは住民サービスの情報提供を行う上では必要不可欠ではありますが、各課の業務においてその委託料や保守料が年々増加しています。コスト削減も視野に入れた取り組みを図られるよう強く望みます。いずれにしましても限られた財源をより効果的、効率的に運用させるため、町民ニーズを十分把握しながら一般会計の健全な運営を後年度に引き継げるような財政運営を強く要望するものです。次に特別会計についてであります。国民健康保険特別会計について各種保健活動を通じて被保険者の健康管理、健康教育等に努め医療費の削減が図られるよう努力願います。次に介護保険特別会計についてであります。平成30年度から始まっている第7期の高齢者保健福祉介護保険事業計画の2年目の年となりますが、これまでの計画の事後評価のもと一層質の高い介護サービスの展開を図られることを期待します。次に簡易水道特別会計であります。今までも配水管の老朽化により毎年敷設替えを行って

おりますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから改修計画に沿って早急かつ効率的な改修に努められるとともに日常における各施設の維持管理に努め、水道料金の低廉化と良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に国民健康保険病院特別会計であります。これまで診療体制の充実に向けて努力をされていますが、一般会計からの繰り入れについては3億5400万円あまりと依然として高額で推移し厳しい経営が続くことが見込まれています。7月から新しい病院で診療がスタートしますがさらに地域に密着した質の高い医療サービスを継続していくため、病院スタッフが共通認識のもとで健全な経営の安定化が図れるよう強く望みます。最後に予算書の関係で昨年にも指摘しましたが、新たな事業、増減の著しい項目、複数にわたる事業予算などについては予算書または説明資料に内訳を明記するなどより見やすくわかりやすい作成に配慮願います。以上、当委員会における指摘要望事項であります。いずれにしましても効果的かつ適正に本予算を執行されますよう期待しているところでございます。なお、お手元の報告書のとおり平成31年度平取町一般・特別会計予算の6議案について原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上をもちまして予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第19号から議案第24号までの平成31年度平取町各会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し討論を行います。日程第3、議案第19号平成31年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第19号平成31年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第4、議案第20号平成31年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第20号平成31年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第5、議案第21号平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第21号平成31年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第6、議案第22号平成31年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第22号平成31年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第7、議案第23号平成31年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第23号平成31年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第8、議案第24号平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第24号平成31年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平取町公の施設に係る指定管理者に指定します。管理を行わせる施設名につきましては、今年4月から正式にオープンする平取町アイヌ工芸伝承館で、所在地は沙流郡平取町字二風谷77番地14、指定管理団体の指定ということで指定管理者となる団体の名称につきましては一般社団法人平取ウレシパとし、管理を行わせる期間につきましては平成31年4月1日

から平成36年3月31日までの5年間としています。選定の理由ですが、本日、別に配布をしております一般社団法人平取ウレシパの定款をご用意したいと思います。この定款につきましては、2月18日に公証人役場で定款認証を受け、2月27日にこのウレシパの設立総会を開催をして、2月28日に札幌法務局において登記の手続きを終えているものです。この一般社団法人につきましては平取町アイヌ工芸伝承館の運営の受け皿ということで設立されたもので、ここにある定款の第3条目的の中では、ここは主にこの本施設の条例の設置目的と観光の誘致促進ということで加えたものとなっております。また設立時の役員につきましては、この資料の最終ページになりますけれども45条、46条に記載されているとおり、二風谷民芸組合を中心として平取アイヌ協会、平取観光協会が理事に入り、監査として平取町商工会、平取町としております。議案のほうに戻っていただきまして第4の選定の理由ですけれども、施設の性格、設置目的を考慮し、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定に基づき公募によらない指定管理者として指定するものです。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第25号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。日程第10、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第26号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては3月7日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道ヌタツ線災害復旧工事(1、2、3号箇所)、工事場所、沙流郡平取町字川向地内、工事概要、施工延長L=182メートル土工一式、法面保護工一式でございます。請負金額は1億8079万2千円、請負契約者は沙流郡平取町本町92番地3、株式会社平村建設、代表取締役平村徹郎氏でございます。なお工期につきましては平成32年2月20日であります。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございます。なお、落札率に

つきましては97.1%であります。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどをよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第26号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。日程第11、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案第27号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては3月7日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道ヌタツ線災害復旧工事(12、13、14号箇所)、工事場所、沙流郡平取町字川向地内、工事概要、施工延長L=594メートル、土工一式、路盤工一式、舗装工一式、その他擁壁工一式、排水施設工一式、防護施設工一式、法面保護工一式でございます。請負金額1億1556万円、請負契約者は沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏でございます。なお工期につきましては平成32年1月10日であります。本工事における入札参加者は日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございます。落札率につきましては96.8%ございました。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、議案第27号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第28号平成30年度平取町一般会計補正予算第16号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

議案第28号平成30年度平取町一般会計補正予算第16号につきましてご説明いたしますので、追加議案の4枚目、議案第28号をご覧願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1069万1千円を追加し歳入歳出の総額をそれぞれ70億6971万8千円にしようとするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので最後のページの上段をご覧願います。3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費340万円の増額であります。これは平成30年9月6日の北海道胆振東部地震により被災した町民に対し住宅及び店舗1世帯当たり、半壊35万円、一部損壊3万円を災害見舞金として町から支給するものであります。半壊は罹災証明により4件、一部損壊は平成31年3月31日までに行った地震被害の修理に要した代金5万円以上について150件を予定するもので支給総額590万円の支出を予定しておりますが、平成30年9月議会で補正いたしました非課税世帯に3万円を支給するための予算300万円のうち250万円の既定予算を充当し、それとの差額340万円をこの度追加補正するものであります。なお、店舗・住宅について平成31年4月1日以降に修理する分に関する見舞金は、5月議会で改めて補正予算を提出する予定であります。続きまして下段6款1項1目商工総務費11節需用費504万6千円、13節委託料14万3千円、14節使用料及び賃借料44万2千円の減額、25節積立金254万4千円の増額、1目合計で729万1千円の増額であります。これはふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税の当初予算での歳入見込額1億円に加え、1月補正で3770万9千円を追加いたしました。さらに寄附金総額の伸びが見込まれますことからこのたび新たに729万1千円を追加補正し最終的な寄附総額の見込みを1億4500万円とするもので、これに伴い追加補正分の全額を必要な返礼品の購入、諸経費の支払い及び基金積立金に充てるものであります。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたしますので1ページ前の歳入上段をご覧願います。17款1項1目寄附金1節寄附金1369万1千円あります。これは先ほど歳出でご説明いたしましたふるさと寄附金729万1千円と、ふるさと寄附金（災害分）297万円、災害義援金343万円を合計したものであります。なお、ふるさと寄附金（災害分）は通常のふるさと寄附金とは異なり、返礼品等を必要としないもので義援金と同じ意味を持つ寄附金であります。次に下段19款1項1目繰越金1節繰越金300万円の減額であります。これは歳出の上段でご説明いたしました災害見舞金に関するもので30年9月議会で補正いたしました非課税世帯に対する見舞金300万円の財源を一般財源である前年度繰越金に求めましたが、今般災害義援金等の額が確定したことから見舞金の財源を義援金等から支出することとし、一般財源分はこれを当初の前年度繰越金に戻すかたちにするものであります。なお、先ほ

ど申しあげましたように31年4月1日以降に住宅・店舗を修理する場合に支給する見舞金を5月議会で予算補正する予定にしておりますが、前年度繰越金に戻すこの300万円は、その際の財源として予定するものであります。歳入歳出事項別明細は以上であります。以上、議案第28号平成30年度平取町一般会計補正予算第16号についてご説明申しあげましたのでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第28号平成30年度平取町一般会計補正予算第16号については原案のとおり可決しました。

日程第13、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。10番四戸議員。

10番四戸議員

10番四戸です。それでは発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてその提案理由を説明申し上げます。改正の概要、平取町町議会議員における政策会議におきまして議会改革についての協議を進めておりますが、各常任委員会の定数についてそれぞれの現行の委員定数では全議員の半数以上となることから、過半数を超える委員会としての決定事項は本会議においての活発な議論は難しく本会議が形骸化するおそれもあることから各常任委員会の定数の減を図るものであります。改正内容につきましてはご説明申し上げますので新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第2条についてですが総務文教常任委員会の現行の委員定数は9名、産業厚生常任委員会の現行の委員定数は8名となっております。これを総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の委員定数をいずれも6名と改正するものです。附則といたしまして、この条例は平成31年5月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますのでご審議のほどをよろしくお願いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第14、報告第2号請願審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告についてはお手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、報告第2号については報告のとおり採択と決定しました。日程第15、意見書案第1号消費税の10%への引き上げの中止を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。10番四戸議員。

10番四戸議員

10番四戸です。意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、意見書案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第16、意見書案第2号国民健康保険における子どもに係る均等割保険料(税)の廃止等を求める意見書(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。10番四戸議員。

10番四戸議員

10番四戸です。意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第16、意見書案第2号については原案のとおり可決しました。

休憩します。

(休憩 午後 3時44分)

(再開 午後 3時45分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書(案)の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いをします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第3号について提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番貝澤議員

8番貝澤です。それでは意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って追加日程第1、意見書案第3号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思いをします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。追加日程第2、承認第1号閉会中の継続審

査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告します。議案28件で同意1件、原案可決27件。請願1件で委員会付託1件。発議1件で原案可決1件。報告2件で採択1件、承認1件。意見書案3件で原案可決3件。承認1件で決定1件。以上のとおりであります。お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。従って会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成31年第2回平取町議会定例会を閉会します。それでは平成31年3月定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

(議長よりあいさつ)

町長

(町長よりあいさつ)

退職課長
(東課長)

(退職課長よりあいさつ)

議長

それでは皆さん本当に長い間大変ご苦勞様でございました。それでは、以上で終了いたします。

(閉 会 午後3時51分)